		日	号外	ページ
	を定める内閣府令本則ただし書及び第二号二の規定に基づき内閣総理大臣の指定する補助金等及び事務を定める件の一部を改正する件	一	特10	一三
四七—五九	アイヌ施策推進地域計画を認定した件	七		四
六〇—七六	アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件	七		五
七七—八四	構造改革特別区域計画を認定した件	一〇		一
八五—八八	構造改革特別区域計画の変更を認定した件	一〇		二
八九	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件	一五	85	四
九〇	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示	二三	91	一二
九一	〃	二八		一
九二	災害対応車両等登録規程	三〇	96	一五
	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省			
	○財法人			
一	事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減等及び日常生活における温室効果ガスの排出削減への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部を改正する件	一六	86	一四
	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省			
五	外国為替及び外国貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件	四	77	二八
六	外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件	四	77	三一
	○内閣府、財務省			
三	沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件	一	特10	一三
	○宮内庁			
四	天皇皇后両陛下は第七十五回全国植樹祭に御臨場になる件	二四		一
	○公正取引委員会、消費者庁			
五	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件	一		六
六	包装食パンの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件	一		六
	○国家公安委員会			
一一	原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件	二一		四
一二	駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件	二一		四
一三	普通自転車の型式認定番号を指定した件	二一		四
	○金融庁			
四八	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件の一部を改正する件	一	73	六六
四九	保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件	一	73	六七
五〇	保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件	一	73	六七
五二	電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件	一〇		一
五三	電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則を定める件	一〇		一
五四	保険業法第二百三十四条第二号の規定による届出に関する件	一一		二
五五	保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件	二三		二
五六	銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件	三〇		二
五七	銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件	三〇		五
	○こども家庭庁			
四	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件	一	特10	一三
	○デジタル庁			
五	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示	三〇	96	五三
	○デジタル庁、総務省			
一〇	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示	三〇	96	五四
一一	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	三〇	96	五五
	○デジタル庁、法務省			
一二	電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件	二		三